

証券ジャパンの約款・規定集（インターネット取引をご利用のお客様用） 新旧対照表

平成 28 年 6 月 28 日
株式会社証券ジャパン

このたび、当社が規定する「金融商品の販売等に係る勧誘方針」及び「金融商品の販売等に係る重要事項のご説明」の記載内容において所要の整備を行うことといたしました。つきましては、これら整備に適切に対応するため、証券ジャパンの約款・規定集（インターネット取引をご利用のお客様用）を一部改正することといたします。お客様におかれましては、当該改正内容等をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

（改定項目の新旧対照表）

1. 証券ジャパンの約款・規定集（インターネット取引をご利用のお客様用）の「金融商品の販売等に係る勧誘方針」、「金融商品の販売等に係る重要事項のご説明」の一部を改正いたします。 2. 本改正については平成 28 年 6 月 28 日より適用いたします。		下線部分変更
新	旧	
金融商品の販売等に係る勧誘方針	金融商品の販売等に係るインターネット取引上の勧誘方針	
(現行どおり)	当社は、金融商品販売法第 9 条に基づき、金融商品の販売等に係る勧誘方針を以下のとおり策定し、金融商品の適正な勧誘に努めてまいります。 なお、ネット取引利用のお客様の金融商品の販売等に係る勧誘とは、ホームページ等に金融商品の案内等を掲載することを指し、対面営業で行われている個別銘柄の売買の勧誘を行うものではありません。	
(1)～(2) (現行どおり)	(1)～(2) (省略)	
(3) その他勧誘の適正の確保 (現行どおり)	(3) その他勧誘の適正の確保 (省略)	
・当社は重要事項をホームページ上にも表示しますが、必ずコンプライアンス部門で内容の確認を行い適切な表示が行われるよう努めております。 (現行どおり)	・当社は重要事項をホームページ上にも表示しますが、必ず監査部門で内容の確認を行い適切な表示が行われるよう努めております。 (省略)	以上
金融商品の販売等に係る重要事項のご説明	金融商品の販売等に係る重要事項のご説明	
(現行どおり)	「金融商品の販売等に関する法律」（金融商品販売法）により、金融商品取引業者はお客様に金融商品をご購入いただく際に、金融商品販売法で必要とされている重要事項についての説明が義務付けられることとなりました。これに伴い、当社としては取扱っている商品の各々の重要事項につきまして、下記のとおりご説明申し上げます。お客様におかれましては、これらの説明をご熟読の上、それぞれの商品をご購入下さいますようお願い申し上げます。	
記 (現行どおり)	記 (省略)	
○ETF（上場投資信託） 株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等の価格や評価額の変動に伴い、本証券の価格が変動することによって損失を被ることがあります。また、本証券又はその裏付けとなっている有価証券の発行会社の倒産、財務状態の悪化等により価格が下落し損失を被ることがあります。なお、市場の急変時等には、対象となる指数等に連動する運用が困難になる場合があります。 (現行どおり)	○ETF（株価指数連動型投資信託） 対象となる指数に連動するため、価格変動による損失を被ることがあります。また、組入株式の発行会社の倒産、財務状態の悪化等により価格が下落し損失を被ることがあります。なお、市場の急変時等には、対象となる指数に連動する運用が困難になる場合があります。 (省略)	以上

以上